

## 「長野県米粉普及推進協議会」会則

### 1 趣旨

本会は、米粉食品に関する会員相互の情報交換、県民への普及・啓発を行い、米粉食品の利用促進を図ることを目的とする。

### 2 活動

本会は、目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 会員相互の情報交換
- (2) 米粉食品の普及・啓発を図るための活動
- (3) 米粉に関する情報収集と情報提供
- (4) その他必要な活動

### 3 会員

- (1) 本会の目的に賛同する団体・個人で組織する。
- (2) 会員は、必要に応じ加入、脱退することができる。

### 4 役員

- (1) 本会の運営を円滑に行うため、次の役員を置く。
- (2) 本会に会長1名、副会長2名、幹事若干名を置くものとする。
- (3) 役員は、会員の中から互選する。

### 5 事務局

本会の事務局は、長野農政事務所食糧部消費流通課に置く。

### 6 その他

必要な事項は、役員会において協議する。

## 申し合わせ

近年の食品の表示や内容に世間の関心は高まる中、万が一会員が JAS 法等に違反し公表された場合、任意団体とはいえ農政局のホームページや関東米粉食品メールマガジンに当該会員の取組事項等を掲載することは適切ではないと思料されることから下記申し合わせます。

## 記

会員が J A S 法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）等関係法令違反をしたとき違反の事実が公になった日から起算して3ヶ月の間会員資格をを停止し、以下の措置をとる。

- (1) 長野県米粉普及推進協議会としての取組への参加停止。
- (2) 関東農政局ホームページ掲載事項の削除。
- (3) 関東米粉食品メールマガジンへの掲載停止。

平成23年3月23日  
長野県米粉普及推進協議会